





平成19年 3 月30日 (金) 号外 第 38 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目次

告示				
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	(経言	堂 支	援課)	1
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	(")	9
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	(")	9
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	(")	9
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	(")	10
島根県環境資金融資要綱の一部改正	(")	10
病院局訓令				
病院局職員の任免発令式の様式	(医症	斎 対	策課)	11
島根県病院局被服等貸与規程	(")	11

告示

島根県告示第38号

島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第3条第1号中「資本」を「資本金」に改める。

第4条第2項中ただし書を削る。

第6条第1号ただし書中「一般融資のうち経営基盤強化資金にあっては融資対象業種を営んでいる期間が2年以上の者、」を削り、同条第7号中「、会社整理」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第4条、第6条-第8条関係)

		金融機関	普通銀行	商工組合中	央金庫(以	中一炮」上	もしとい	ر ر د ر	信用金庫	信用協同組	0、以下	「信用組	かってい	う。) 自由宣作田	阿依尔厄伍曹举格回给	合連合会	(以下「信	連」とい	°°°	農業協同組	合(以下	「農協」と	(15,)	漁業協同組
		申込先	商工会議所	商工会	島根県中小	企業団体中	央会(以下	「中央会」	という。)	島根県商工	小小小	(以下「路		7)	ر پ ر									
		信用保証 の 要 否 (保証料 率)	瞅	(年0.4	パーセン	ト 以 十	1.7 1 1.7 1 −	セント以	<u>\</u>															
		担保の要否	取扱金融機	関又は保証	協会の決定	による。																		
試	件	保 計	法人1人以上	個人原則とし	て不要																			
温	巛	償還方法	1年以内	据置き	元金均等	月賦																		
業制度	三	融資期間	12年以内																					
祖 长	圖	調率	年 2.0	ユーソ	ソ																			
祖中		融資限度	80,000,000,08																					
₫Î	٠	資金使途	設備資金																					
		盟 賞 対象 者	中小企業者又は組合であって、	次に掲げる施設・設備の改善を行	うため資金を必要とするもの	(1) 工場、店舗、倉庫等の建物の	新築、増築、改築又は改装	(2) 事業の用に供するための既存	建物の取得	(3) 構築物、機械、装置等の新	计区域单 电新文件	Í												
		資 領 公	一般設	備資金																				
	#E	度融資の種類	5	松配																				

											IIX				TI								1 0 /			_
合 お 下 い 下 に ま	ねってい	う。)	普通銀行	商工中金	信用金庫	信用組合	信連	農協	JFしまね	普通銀行	商工中金	信用金庫	信用組合	信連	農協	JFしまね								普通銀行	商工中金	
			商工会議所	商工会	中央令	商工会連合	⟨			商工会議所	商工会													商工会議所	商工会	
			脚	(年0.4	パーセン	구 짖 귀	1.7 / L	なとて以	<u>۲</u>	翢	(年0.4	パーセン	汉 귀	1.7 N -	なとて以上	<u>۲</u>								翢	(年0.4	
			取扱金融機	関又は保証	協会の決定	による。				原則として	不要	ただし、信	用保証協会	における既	融資残高と	の合計が	30,000,000	円を超える	場合は、取	扱金融機関	又は保証協	会の決定に	گ چ	原則として	不要	
			法人1人以上	個人原則とし	て不要					法人1人以上	個人原則とし	て不要												法人1人以上	個人原則とし	
			6 箇月以	内据置き	元金均等	月賦				6 箇月以	内据置き	元金均等	月賦											2年以内	据置き	
			7年以内							7年以内														設備資金	12年以内	
			年 2.2	ユーソ	ソ					年 1.9	オーバ	ソ												年 1.8	ユーバ	
			50,000,000円							12,500,000円														設備資金	50,000,000円	
			運転資金							設備資金	運転資金													設備資金	運転資金	
			中小企業者又は組合であって、	運転資金を必要とするもの						小規模企業者であって、施設・	設備の改善を行うため資金を必要	とするもの又は運転資金を必要と	するもの											新たに事業を開始する計画を有	する個人、新たに中小企業者であ	
			一般運	転資金						小規模	企業育	成資金												創業者	支援資	,
																								拟	記載	<u> </u>

信用組合信連	日 間 七	原园	JFしまね										普通銀行	商二中金	信用金庫	信用組合	信連	農協	JFしまね						普通銀行	商工中金	信用金庫	信用組合
商工会連合会	4												商工会議所	商工会	中央会	商工会連合	√ \$								商工会議所	商工会	中央会	商丁会連合
ト 以 パ エ コ	1.1.7.	アファジ	<u>~</u>										畑	(年0.4	パーセン	ト ス イ	1.7 1 €	オンア以	<u>ا</u>						瞅	(年0.4	パーセン	\ \ \
資金額が15 000 000	10,000,000 日本土	口の間への	部分につい	ては、取扱	金融機関又	は保証協会	の決定によ	°°					取扱金融機	関又は保証	協会の決定	다 8 8									取扱金融機	関又は保証	協会の決定	1
													法人1人以上	個人原則とし	て不要										法人1人以上	個人原則とし	て不要	
田賦													1年以内	据置字	元金均等	月賦									1年6箇	月以内据	北川	中分古紹
7年以内													12年以内												10年以内			
													年 2.5	ユーバ	ソ										年 2.6	ユーゾ	ソ	
30,000,000円 ただし、配省	おのサが間等	刈豕有心事業	を営んでいな	い個人の場合	は、設備資金	と運転資金と	の合計額が	15,000,000 円	又は自己資金	額のいずれか	低い方とす	%	120,000,000円												50,000,000円			
													運転資金												運転資金			
画を有する個人若しくは中小企業者である会社(以下「創業者」と	ロハラッグは、では、「四米ロ」「一二、「一」、「〇)、「二十二、「〇)、「一」、「〇)、「一」、「〇)、「一」、「一」、「〇)、「一」、「〇)、「〇)、「〇)、「〇)、「〇)、「〇)、「〇)、「〇)、「〇)、「〇)	いつ。)人は事業夫績が少ない寺	の理由により実質的に創業者に準	ずるものとみなされる中小企業者	若しくは組合であって、創業のた	めの資金を必要とするもの							中小企業者又は組合であって、	次の要件の全てに該当し、構造転	換に係る基盤強化のために既往借	入金の借換資金を必要とするもの	(1) 取扱金融機関等の支援体制が	確保されていること。	(2) 商工会議所等の指導機関の指	導を継続して受ける体制が確保	されていること。	(3) 構造転換に係る基盤強化によ	り、業況の好転が明確に計画さ	れていること。	市中金融機関からの一般の融資	を受けることが困難であり、か	つ、取引金融機関等の支援体制が	降保されてころ由小企業者の14組
													構造転	換支援	細										再生支	接資金		

信連	農協	JFしまね															普通銀行	商工中金	信用金庫	信用組合	信連	農協	JFLまね					
্ থ																	商工会議所	商工命	中央会	商工会連合	∮ 1							
1.7 1 1 − 1 − 1	セント以	<u>۲</u>															幽	(年0.4	パーセン	고 汉 귀	1.7 1 1 − 1	セント以	<u>۲</u>					
																	取扱金融機	関又は保証	協会の決定	による。 3								
																	法人1人以上	個人原則とし	て不要									
月賦																	1年以内	据置き	元金均等	月賦								
																	設備資金	12年以内	運転資金	7年以内								
																	年 1.7	ユーソ	ソ									
																	設備資金	80,000,000,08	運転資金	50,000,000円								
																	設備資金	運転資金										
合であって、次のいずれかの要件	に該当するもの	(1) 再生の見込みのある企業とし	て、商工会議所又は商工会連合	会の商工調定士の推薦を受けて	いること。	(2) 再生の見込みのある企業とし	て、島根県中小企業再生支援協	議会の支援を受け、かつ、再生	計画を策定している企業であっ	て、同協議会の推薦を受けてい	るものであること。	(3) 県内の各中小企業支援セン	ターの支援を受けている企業で	あって、再生の見込みのある企	業ととして、同センターの推薦	を受けているものであること。	中小企業者又は組合であって、	次に掲げるいずれかの事業を行う	ため資金を必要とするもの	(1) 特別の法律等に基づき承認、	認定等を受けて実施する事業	(2) 県の中長期的な施策に関連す	る事業で研究開発支援に関連す	る事業のうち別に定める要件に	該当するもの	(3) 技術又は事業の新規性が認め	られる事業	一人のなりまがまにはよります。
<u></u>		<u> </u>				<u> </u>						<u></u>					経営革	新支援	資金 7	<u> </u>		<u> </u>				<u>"</u>		_

人にや	中小企業者又は組合であって、	設備資金	設備資金	年 1.7	設備資金	1年以内	法人1人以上	取扱金融機	翢	商工会議所	普通銀行
いつさ	次の要件のいずれかに該当するも	運転資金	80,000,000,08	ユーソ	12年以内	据置き	個人原則とし	関又は保証	(年0.4	商工会	商工中金
環境整	6		運転資金	ソ	運転資金	元金均等	て不要	協会の決定	パーセン	中央会	信用金庫
備支援	(1) 従業員の労働環境の整備のた		50,000,000円		7年以内	月賦		に よる。	고 귀	商工会連合	信用組合
資	めの事業を実施するもの								1.7 1 1 − 1 1 1 1 1 1 1	⟨	信連
	(2) 子育て支援のための施設・設								セント以		農協
	備を整備するもの								<u>۲</u>		JFLまね
	(3) しまね子育て応援企業認定要										
	網に基づく認定を受けているも										
	0										
	(4) その他知事が特に認めた事業										
	を実施するもの										
買物の	中小企業者又は組合であって、	設備資金	設備資金	年 1.7	設備資金	1年以内	法人1人以上	取扱金融機	瞅	商工会議所	普通銀行
場整備	次に掲げるいずれかの事業を行う	運転資金	80,000,000,08	ユーソ	12年以内	据置き	個人原則とし	関又は保証	(年0.4	商工会	商工中金
支援資	ため資金を必要とするもの		運転資金	ソ	ただし、	元金均等	て不要	協会の決定	パーセン	中央会	信用金庫
佣	(1) 特別の法律等に基づき承認、		50,000,000円		中山間地	月賦		による。 3	구 짖 귀	商工会連合	信用組合
	認定等を受けて実施する事業				域商業関				1.7 1 1 − 1 − 1	√ \$	信連
	(2) 県の中長期的な施策に関連す				連につい				セント以		農協
	る事業で中山間地域商業に関連				ては15年				٦ (۲		JFLまね
	する事業のうち別に定める要件				以内、運						
	に該当するもの				転資金 7						
	(3) その他知事が特に認めた事業				年以内						
長期経	経済的環境の変化により、一時	運転資金	40,000,000円	年 2.2	8年以内	1年以内	法人1人以上	取扱金融機	脚	商工会議所	普通銀行
曾安定	的に売上の減少による業況の悪化			ユーソ		据置き	個人原則とし	関又は保証	(年0.4	商工会	商工中金
緊急資	を来しているが、中長期的にはそ			ソ		元金均等	て不要	協会の決定	パーセン	中央会	信用金庫
佣	の業況が回復し、発展することが					月賦		다 8 8	고 짖 귀	商工会連合	信用組合
	見込まれる中小企業者又は組合で								1.7 1 1 − 1 − 1	∜ ∤	信連
	あって資金を必要とするもの								セント以		農協
							_		ĺ		

普通銀行	商工中金	信用金庫	信用組合	信連	農協	JFしまね																	普通銀行	商工中金	信用金庫	信用組合	信連	農協
商工会議所	商工会	中央会	商工会連合	∜ ∤																			商工会議所	商厂佘	中央会	商工会連合	√ \$	
綑	(年0.4	パーセン	구 짓 귀	1.7 1 €	セント以	(노																	幽	(年0.4	パーセン	ト 以 十	1.7 N -	セント以
取扱金融機	関又は保証	協会の決定	다 8 8																				原則として	大選				
法人1人以上	個人原則とし	て不要																					法人1人以上	個人原則とし	て不要			
1年以内	据置き	元金均等	月賦																				2年以内	据置き	元金均等	月賦		
8年以内																							12年以内					
年 2.3	ユーソ	ソ																					年 1.7	ユーソ	ソ			
80,000,000円																							設備資金	50,000,000円	運転資金	30,000,000円		
運転資金																							設備資金	運転資金				
中小企業者又は組合であって、	次の要件のいずれかに該当し、経	営の安定に支障を生じているもの	(1) 指定再生手続開始申立等事業	者に対する債権(売掛金(役務	の提供による営業収益で未収の	ものを含む。)又は前渡金に係	る返還請求権をいう。)の回収	に困難を来しているもの	(2) 指定事業活動制限事業者との	直接取引又は間接取引の連鎖の	関係にあり、売上高等の減少し	ているもの	(3) 指定地域内において1年以上	継続して事業を行っており、指	定事業活動制限事業者の影響に	より、売上高等の減少している	もの	(4) その他、中小企業信用保険法	(昭和25年法律第264号)第2	条第3項各号のいずれかに該当	し、経営の安定に支障を生じて	いるもの	中小企業者又は組合であって、	次の要件のいずれかに該当するも	6	(1) 災害により、直接被害を受け	たもの	の無い煎の1単人のよい書談 (6)
ムーコ	ŀ ∠	ネット	河(災害復	旧資金				
こう かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんりゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう し	心型																											

間接的な被害を受けたもの	たもの		<u>ب</u>	JFしまね
スは組	中小企業者又は組合であって、	その都度知事が別に定めるところによる。		普通銀行
うる災害	次のいずれかの災害により早急な			商工中金
必要と知	金融対策が必要と知事が認めたも			信用金庫
				信用組合
事に対処	激甚災害に対処するための特			信連
援助等	別の財政援助等に関する法律			農協
年法律第	(昭和37年法律第150号)の適			JFしまね
用を受けた災害				
救助法(災害救助法(昭和22年法律			
)の適用?	第118号)の適用を受けた災害			
知事が認	その他知事が認めた災害			
の著しい	経済環境の著しい変動等により	その都度知事が別に定めるところによる。		普通銀行
業の経営	県内中小企業の経営の安定に著し			商工中金
きすおそれ	い支障を来すおそれがあり、早急			信用金庫
が必要と	な金融対策が必要と知事が認めた			信用組合
				信連
				震協
				- n -

長期経営安定緊急資金の取扱期間は、平成20年3月31日保証承諾分までとする。 洪 洪

- 保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。
- 法人の場合にあっては、代表者及び必要に応じて次のいずれかに該当する者 \equiv
- 組合役員
- 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は代表者の配偶者(当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。 Ð \leftarrow
 - 代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
- 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- ②) 個人の場合にあっては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。
- 事業承継予定者 経営者本人に健康上の理由がある場合は、
- 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成19年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第274号

島根県企業立地促進資金融資要綱(平成3年島根県告示第718号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「年1.2パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(事業内容の変更等)

- 第9条の2 借受者は、融資に係る事業内容を変更しようとするときは、取扱金融機関に申し出なければならない。
- 2 取扱金融機関は、前項の規定による申出があったとき及び融資条件を変更しようとするときは、別に定めるところにより、知事に協議しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により協議があったときは、内容を審査の上適否について取扱金融機関に対し通知するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成19年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第275号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱(平成3年島根県告示第719号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「年1.2パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(事業内容の変更等)

- 第9条の2 借受者は、融資に係る事業内容を変更しようとするときは、取扱金融機関に申し出なければならない。
- 2 取扱金融機関は、前項の規定による申出があったとき及び融資条件を変更しようとするときは、別に定めるところにより、知事に協議しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により協議があったときは、内容を審査の上適否について取扱金融機関に対し通知するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成19年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第276号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱(平成3年島根県告示第917号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第3号中「昭和59年行政管理庁告示第2号(統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める 政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件)」を「日本標準産業分類」に改め、同条第5 号ア及びイ中「資本」を「資本金」に改める。

第6条第2号中「年1.2パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 取扱金融機関は、融資条件を変更しようとするときは、その旨を書面により知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成19年4 月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第277号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱(平成4年島根県告示第451号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2号中「昭和59年行政管理庁告示第2号(統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める 政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件)」を「日本標準産業分類」に改め、「(以下 単に「製造業」という。)」を削り、同条第4号ア及びイ中「資本」を「資本金」に改め、同条第7号イ中「商法(明治 32年法律第48号)による会社の整理又は特別清算手続」を「会社法(平成17年法律第86号)による特別清算手続」に改 め、同号エ中「(昭和27年法律第172号)」を「(平成14年法律第154号)」に改める。

第6条第2号中「年1.2パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 取扱金融機関は、融資条件を変更しようとするときは、その旨を書面により知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成19年4月1日以後の認定 に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第278号

島根県環境資金融資要綱(平成11年島根県告示第251号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「自らの行為に係る」を削る。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善(石綿の使用状況の調査、石綿の除去、封じ込め等適切な工

法による措置、剥ぎ取った石綿の処分等)に要する経費

第5条第1項第3号中「において、ダイオキシン排出低減のための施設」を削り、同項第5号及び第6号を削り、同項第7号を同項第5号とし、同項第8号中「10パーセント」を「5パーセント」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号を同項第7号とし、同項第10号中「エネルギー効率化施設」を「リサイクルエネルギー利用施設」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とし、同項第12号を同項第10号とし、同号の次に次の2項を加える。

- (11) 製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地と認める区域へ工場の全面移転を行うのに必要な移転先の用地の取得及び移転先の施設・設備の設置に要する経費
- (12) 工場等企業施設周辺の景観保持のために必要な緑地、囲障等の設置又は改善に要する経費

第5条第1項第13号を削る。

第6条第2号中「年1.5パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

第16条中「第5号」を「第11号」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成19年4月1日以後の認定に係る融資について適用 し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

病院局訓令

島根県病院局訓令第1号

本局

病院

病院局職員の任免発令の様式を次のように定める。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

病院局職員の任免発令の様式

病院局職員の任免発令の様式については、職員の任免発令式(昭和32年島根県訓令第14号)を準用する。

島根県病院局訓令第2号

本局

病院

島根県病院局被服等貸与規程を次のように定める。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県病院局被服等貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員(島根県病院局組織規程(平成19年島根県病院局管理規程第1号)第2条に規定する本局の課及び同規程第7条に規定する病院(以下「所属」という。)に属する職員(臨時の職員を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、労務の安全及び業務の能率向上を図るため、被服その他の物品を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与品を受けることができる職員の範囲)

第2条 この規程により貸与品(被服その他の物品で、指定した業務に従事する職員に一定の期間貸与するものをいう。 以下同じ。)の貸与を受けることができる職員は、別表の対象職員欄に掲げる者(以下「対象職員」という。)とす る。ただし、所属の長(以下「貸与品管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、別表に掲げる職員以外 の職員に対して貸与することができる。

(貸与品の貸与品目等)

第3条 貸与品の貸与品目及び貸与数は、別表に掲げるとおりとする。ただし、貸与品管理者は、特に必要があると認めるときは、別表に掲げる貸与品以外のものを貸与すること又は貸与品を貸与しないことができる。

(貸与品の形状等)

第4条 貸与品の形状、規格等は、本局局長が別に定める。

(共用品の貸与等)

- 第5条 貸与品管理者は、職員に共用品(当該所属に備え付けられている被服その他の物品で、これを必要とする業務に 従事する職員にその都度貸与するものをいう。以下同じ。)を貸与することができる。
- 2 共用品の品目の範囲は、本局局長が別に定める。

(貸与手続)

- 第6条 貸与品の貸与を受けようとする対象職員は、貸与品貸与申請書(様式第1号)を貸与品管理者に提出しなければならない。
- 2 共用品の貸与を受けようとする職員は、別に定める共用品貸出簿に必要な事項を記入しなければならない。 (貸与品等の取扱い)
- 第7条 職員は、貸与品又は共用品を適正に管理し、及び使用しなければならない。この場合において、貸与品にあって は、別表に定める標準期間以上継続して使用できるように努めなければならない。
- 2 職員は、貸与品又は共用品の原形を改変してはならない。
- 3 職員は、貸与品又は共用品を職務外において使用し、又は他人に使用させてはならない。

(貸与状況の管理)

- 第8条 貸与品管理者は、貸与品及び共用品の貸与状況を、帳簿等により明らかにしておかなければならない。 (貸与品の返納)
- 第9条 対象職員は、貸与品の貸与期間中に配置換、転職若しくは休職を命ぜられたとき、引き続き1年を超える期間職務に従事しないこととなったとき又は退職したときは、貸与品を貸与品管理者に返納しなければならない。ただし、再使用が不能の貸与品は、対象職員に無償又は適正な価格で譲渡することができる。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、貸与品の貸与を受けている対象職員が配置換後においても引き続き貸与の対象となる職務に従事するときは、当該対象職員は、引き続き当該貸与品の貸与を受けることができる。

(き損等の報告及び再貸与)

- 第10条 職員は、貸与品又は共用品を亡失し、又は著しくき損したときは、直ちに貸与品管理者に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、貸与品の再貸与を受けようとする対象職員にあっては貸与品き損・亡失届及び貸与品再貸与申請書(様式第2号)により、その他の者にあってはき損・亡失届(様式第3号)により行わなければならない。この場合において、貸与品又は共用品をき損した職員は、当該き損した貸与品又は共用品を併せて提出しなければならない。
- ③ 貸与品管理者は、第1項の報告があった場合において必要があると認めたときは、再貸与することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に島根県職員被服等貸与規程(昭和46年島根県訓令第2号)の規定により貸与された貸与品については、この規程の相当規定により貸与されたものとみなす。

別表(第2条、第3条、第7条関係)

1 中央病院

項	対 象 職 員	貸与品目	貸与数	標準期間
1	医師及び歯科医師	診察衣	5	5 年
2	薬剤科、放射線技術科、検査技術科、臨床工学科、リハビリ	診察衣	5	5年
	テーション技術科及び地域医療連携科に勤務する職員、歯科			
	スタッフ、心理スタッフ並びに栄養管理科に勤務する栄養士			
3	助産師、看護師及び准看護師	看護衣	5	5年
		シューズ又はサンダル	1	1年
4	調理師	調理服(冬)	3	3 年
		調理服(夏)	3	3 年
		ズボン	1	1年
		長靴	1	3 年
5	施設管理技師	作業衣(冬)	2	3 年
		作業衣(夏)	2	3 年
6	営繕技術員	作業衣(冬)	2	4年
		作業衣(夏)	2	4年

2 湖陵病院

項	対 象 職 員	貸与品目	貸与数	標準期間
1	医師	診察衣	3	3年
2	看護局に勤務する職員	看護衣(冬)	3	3 年
		看護衣(夏)	3	3年
		シューズ又はサンダル	2	1年
		革靴	1	1年
		作業衣	1	4 年
		シャツ(夏)	2	4 年
3	薬剤科に勤務する職員、検査スタッフ及び心理スタッフ	診察衣	3	3 年
4	デイケアスタッフ	作業衣(冬)	1	4 年
		作業衣(夏)	2	4年
5	リハビリスタッフ	看護衣(冬)	3	3 年
		看護衣(夏)	3	3 年
		作業衣(冬)	1	4年
		作業衣(夏)	2	4 年
6	栄養士	診察衣	3	3 年
7	調理師	調理服(冬)	3	3 年
		調理服(夏)	3	3 年
		作業ズボン又はスカート	1	1年
		長靴(ドライ仕様)	1	3 年
		調理帽子	2	2 年
8	施設管理技師	作業衣(冬)	2	4 年
		作業衣(夏)	2	4 年

		作業靴	1	3 年
		作業帽子	1	3 年
9	営繕技術員	作業衣(冬)	2	4年
		作業衣(夏)	2	4年
		作業靴	1	3 年
		作業帽子	1	3 年
10	運転技師	作業衣(冬)	2	4 年
		作業衣(夏)	2	4 年

様式第	1	무	1	给	ß	夕問ぼ	٦
你工厂店	-	$\overline{}$	(弗	n	采[美] 系)

年 月 日

(所属長) 様

所属名

職 名 氏 名 ⑪

貸与品貸与申請書

貸与品の貸与を受けたいので、島根県病院局被服等貸与規程第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与品目
- 2 規格
- 3 数量
- 4 対象職務及びその1月当たりの従事日数

(16) 号外第 38 号	島	根	県	報		平成19年 3 月30日							
様式第2号(第10条関係)													
(所属長) 様						年	月	日					
			所属名職名		氏	名		Đ					
貸与品き損・亡失届及び貸与品再貸与申請書													
下記のとおり貸与品を(き損 亡失	\	ので 皀	护鸣宗陀目	3.沈昭等	=	を第3項の相。	守に ヒ	1 田岱					
与を申請します。) 0120	<i>の</i> C、	ᆙᄷᇑᄱᄱᄱ	אות אודני	⋷ 貝一M任为 Ӏ♡オ	、分 △ 项U)从)	(E1C & '	プ ロ 貝					
		ā	3										
1 貸与品目													
2 規格													
3 数量													
4 き損の程度及び理由又は亡失の理由													

様式第	0	1	** 1 0	~	BB /2	- \
	< −	1	æ 10	⋍	T-712	<u>م</u> ۱

年 月 日

(所属長) 様

所属名

職 名 氏 名 ⑪

き損・亡失届

下記のとおり(き損 亡失)したので、島根県病院局被服等貸与規程第10条第2項の規定により報告します。

記

- 1 品目
- 2 貸与品、共用品の別(貸与品 共用品)
- 3 規格
- 4 数量
- 5 き損の程度及び理由又は亡失の理由

平成19年3月30日 印刷 平成19年3月30日 発行 発行者 島 根 県 発行所 松 江 市 殿 町 島 根 県 庁 平成19年3月30日 発行 和 刷 松江市学園南 松陽印刷所